

(施行期日)
第一条

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則 (平成二十五年六月二一日法律第五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 (災害対策基本法目次の改正規定)
(第三款 被災者の運送 (第八十六条の十
四) を「第三款 被災者の運送 (第八十六
六条の十四) / 第四款 安否情報の提供等
(第八十六条の十五)」に、「第八十六条の十
五／第八十六条の十七」を「第八十六条の
十六／第八十六条の十八」に改め、「第九十
条の二」の下に「一第九条の四」を加える
部分に限る)、同法第七十一条第一項の改正
規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七
を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六
を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五
を第八十六条の十六とする改正規定、同法第
五章第五節に一款を加える改正規定及び同法
第七章中第九十条の二に二条を加える改
正規定に限る)、第三条、第五条及び第六条
の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、
第十条、第十一条(大規模地震対策特別措置
法 (昭和五十三年法律第七十三号) 第二十七
条第三項の改正規定に限る)、第十三条(原
子力災害対策特別措置法 (平成十一年法律第
百五十六号) 第二十八条第一項の表第八十六
条第一項及び第二項の項に次のように加
えられる改正規定、同表第九十条の二第一項及び
第二項の項の改正規定、同法第二十一条第二
項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の
項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の
改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及
び第二項の項の改正規定に限る)、第十五条
(武力攻撃事態等における国民の保護のため
の措置に関する法律 (平成十六年法律第百十
二号) 第八十六条の改正規定に限る) 及び
第十六条の規定 公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日
(災害救助法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定の施行前に同条の規定によ
る改正前の災害救助法第三十一条の規定により

厚生労働大臣がした指示は、第三条の規定の施
行後は、同条の規定による改正後の災害救助法
第十四条の規定により内閣総理大臣がした指示
とみなす。

2 第二十二条の規定の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十二条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定
める。

附則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成三〇年六月一五日法律第五
二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。

附則 (令和三年五月一〇日法律第三〇
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年五月一〇日から
施行する。

附則 (平成三〇年六月一〇日法律第五
二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。

附則 (令和三年五月一〇日法律第三〇
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年五月一〇日から
施行する。

附則 (令和三年五月一〇日法律第三〇
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年五月一〇日から
施行する。

附則 (令和三年五月一〇日法律第三〇
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年五月一〇日から
施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日